\bigcirc び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第二号)の一部を改正する告示 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及

(傍線部分は改正部分)

	二~五(略)	第三 職員資格
四 二の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち教育及び保育 四 二の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち教育及び保育 四 二の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。 た努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 で努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 で努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 で努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 で努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 で努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 で努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 で努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。	二 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三	までは、保育士の資格を有する者で、 一 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三 第三 職員資格 現 行

時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる。

ればならない。機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなけ機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなける。

Ŧī.

第六 保育者の資質向上等

に従事する者の資質向上等を図らなければならない。認定こども園は、次に掲げる点に留意して、子どもの教育及び保育

理解を図ること。
二 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互

を自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な四 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育て

該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当

調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。